

質問に お答えします

問 オフィス内の空気環境、特に室温、湿度などを管理するときの基準について教えてください。

答 事務所内を適正な環境に保つことは、社員が快適に仕事をするために重要な要素の一つですね。かつて事務所の空気環境は、喫煙に伴う一酸化炭素などの有害なガス成分や浮遊粉じんの発生により劣悪な環境といつてよい状態でした。

■ 室内空気の環境基準

(5③) は事務所則第5条 第3項を表しています。

その後、平成4年の安衛法改正により、快適な職場環境の形成が事業者の努力義務となり、職場における喫煙対策等の取り組みにより事務所のかつての空気環境は一変しました。

事務所の衛生基準は「労働安全衛生法」に基づく「事務所衛生基準規則」によって定められており、事業者は適切な環境を維持することが義務付けられています。

① 冷房実施の時・外気温より著しく低くしないこと
(4②)

室温、湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以降温度 10°C 以下の時・暖房等の措置を行うこと (4 温度計 温度 $0\sim5^{\circ}\text{C}$ 目盛りの乾湿球の湿度計

以上の空気環境基準を前提に、快適なオフィス環境を維持するためには、温度計・湿度計の設置をはじめ、知管、定電位電解法による測定器。

② 空気調和設備等による供給空気の清浄度
一酸化炭素 10 ppm 以下

二酸化炭素の含有率・検知管、非分散型赤外線吸収法(NDIR)による測定器
気流 $0\sim2\text{ m}$ 毎秒以上

事務所の空気環境の管理

■ 「事務室の環境管理」については「事務所衛生基準規則」の第2章に基準が規定されています。「空気環境」の主な基準は次のとおりです。

③ 二酸化炭素 1000 ppm 以下
気流…特定の労働者に直接、継続して及ぼないようにして、かつ、 $0\sim5\text{ m}$ メートル毎秒以下としなければならない。
(5②)
室温 18°C 以上 28°C 以下になるよう努めること (5 相対湿度 40% 以上 70% 以下になるよう努めること (5 ③)

■ 中央管理方式の空気調和設備を設けている事務所の測定 (7①)

測定方法 (8)
測定器 温度計 温度 $0\sim5^{\circ}\text{C}$ 目盛りの乾湿球の湿度計
室温、湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回定期に(作業環境測定基準6条による)測定が必要です。

(5③) は、室の気温及び相対湿度の努力目標値が定められたものですが、個々の室については、季節、作業状態等を勘案して、適切な範囲を定めて調整することが求められています。(オノ労働衛生コンサルタント事務所所長 尾野吉則)